

アール・イー・ジャパン株式会社

こどもみらい住宅支援事業対象証明発行業務手数料規程

令和4年3月15日制定

(趣旨)

第1条 このこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明発行業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、別に定めるアール・イー・ジャパン株式会社こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務規程第6条に基づく適合審査及び変更に係る適合審査の業務（以下単に「適合審査」という。）に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料等)

第2条 適合審査の手数料は、次による。

【一戸建て住宅】（注文住宅又は分譲住宅をいう。）（消費税込金額、単位：円）

性能基準	断熱等性能等級4、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上	
評価手法	外皮性能基準	モデル住宅法
手数料	37,000	33,000
備考		
1 変更申請の場合は変更前の原形をとどめないものを除き、当初の申請で適用された額の2分の1（算定した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額）とする。（次表において同じ。）		
2 適合証を再発行する場合の手数料は、一通につき5,100円とする。（次表において同じ。）		
3 別に住宅性能評価、住宅性能証明等で性能基準を満たすものは、上記の額の1/2以下の額で別途見積りにより定める。（次表において同じ。）		
4 一戸建ての住宅で併用住宅又は兼用住宅の場合も本表を適用する。		

【共同住宅等】

(消費税込金額、単位：円)

性能基準	注文住宅又は分譲住宅（以下「注文住宅」とする。）	断熱等性能等級4、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上	
	賃貸住宅	建築物省エネ法に基づくトップランナー制度の賃貸住宅の基準に適合、かつすべての住戸の床面積が40㎡以上	
評価手法	外皮性能基準		フロア入力法
手数料	基本料金 219,500		
	戸あたり料金	8,900	見積り

備考

- 1 注文住宅で個別依頼の場合は依頼した戸数に戸あたり料金を乗じた額に、基本料金を加算した額とする。
- 2 注文住宅で一括依頼の場合及び賃貸住宅の場合は、全戸数に戸あたり料金を乗じた額に、基本料金を加算した額とする。ただし、同タイプの住戸が多いなど評価を効率的に実施すると REJ が判断する場合は、戸数を勘案して算定する。
- 3 共同住宅等において2住戸/棟までは、一戸建て住宅表示額の2倍の額とする。

(手数料の収納方法)

第3条 適合審査の手数料の収納方法は、現金又は REJ の指定する口座への振込みとする。

2 前項の振込みによる金融機関への手数料は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。

(手数料の支払期日)

第4条 適合審査の手数料の支払期日は、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務約款（以下「約款」という。）で定める。

(手数料の返還)

第5条 依頼者の都合により、適合審査の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手数料は返還しない。

2 依頼者が約款の契約に違反したことに付き、REJ が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した技術的審査手数料は返還しない。

3 REJ が約款の契約に違反したことに付き、依頼者が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合審査の手数料は返還する。

附則 制定時

(施行期日)

第1条 この手数料規程は、令和4年3月15日から施行する。